

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2020年6月1日現在

～2020年6月30日

2020年7月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）
実施 平成23年5月10日

目次 （略）

第1章～第13章 （略）

別記 （略）

料金表
通則

1～13 （略）

（V P Nサービスの区別等）

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。

(1) （略）

(2) V P Nサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
(略)	(略)

備考

1～12 （略）

13 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考14までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。

(1) （略）

(2) 電気通信サービス

ア （略）

イ [Universal Oneサービス契約約款（第4編）に規定するイーサネット通信サービス](#)

ウ （略）

14 （略）

(3)～(4) （略）

（専用サービスの区別等）

14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）
実施 平成23年5月10日

目次 （略）

第1章～第13章 （略）

別記 （略）

料金表
通則

1～13 （略）

（V P Nサービスの区別等）

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。

(1) （略）

(2) V P Nサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
(略)	(略)

備考

1～12 （略）

13 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考14までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。

(1) （略）

(2) 電気通信サービス

ア （略）

イ [削除](#)

ウ （略）

14 （略）

(3)～(4) （略）

（専用サービスの区別等）

14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。

～2020年6月30日

2020年7月1日～

- (1) (略)
 (2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
(略)	(略)
備考	
1 (略)	
2	回線契約者(VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行う者に限ります。以下備考3までにおいて同じとします。)は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。
(1)	(略)
(2)	Universal Oneサービス契約約款(第4編)に規定するイーサネット通信サービス
(3)	(略)
3～4	(略)

(3)～(4) (略)

15～19 (略)

第1表～第3表 (略)

料金表別表 (略)

- (1) (略)
 (2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
(略)	(略)
備考	
1 (略)	
2	回線契約者(VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行う者に限ります。以下備考3までにおいて同じとします。)は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。
(1)	(略)
(2)	削除
(3)	(略)
3～4	(略)

(3)～(4) (略)

15～19 (略)

第1表～第3表 (略)

料金表別表 (略)

[附 則\(令和2年5月29日 D P Sサ第00654529号\)](#)
[\(実施期日\)](#)

1 [この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

2 [この改正規定実施前に、当社のUniversal Oneサービス契約約款\(第4編\)\(以下「旧約款」といいます。\)の規定に基づき締結している次表左欄の契約は、この改正規定実施の日において、当社のUniversal Oneサービス契約約款\(第1編\)に定める同表右欄の契約に移行したものとします。](#)

イーサネット通信サービス契約 第2種契約	Universal Oneサービス契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの
---------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

～2020年6月30日

2020年7月1日～

<u>イーサネット通信サービス契約 第5種契約</u>	<u>Universal Oneサービス契約 回線契約</u> <u>レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの</u> <u>通信の区分がギャランティアクセスに係るもの</u>
<u>イーサネット通信サービス契約 第6種契約</u> <u>通信の区別がグレード1に係るもの</u>	<u>Universal Oneサービス契約 回線契約</u> <u>レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの</u> <u>通信の区分がギャランティアクセスに係るもの</u>
<u>イーサネット通信サービス契約 第6種契約</u> <u>通信の区別がグレード2に係るもの</u>	<u>Universal Oneサービス契約 回線契約</u> <u>レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの</u> <u>通信の区分がバーストアクセスに係るもの</u>
<u>イーサネット通信サービス契約 第7種契約</u> <u>通信の区別がグレード1に係るもの</u>	<u>Universal Oneサービス契約 回線契約</u> <u>レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの</u> <u>通信の区分がギャランティアクセスに係るもの</u>
<u>イーサネット通信サービス契約 第7種契約</u> <u>通信の区別がグレード2に係るもの</u>	<u>Universal Oneサービス契約 回線契約</u> <u>レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの</u> <u>通信の区分がバーストアクセスに係るもの</u>

3 この改正規定実施の日において、この附則の2の表の左欄の契約に係る通信グループ代表者から、Universal Oneサービス契約約款（第1編）に規定する代表契約の申込みがあったものとみなし、その通信グループ代表者と当社との間で代表契約を締結したとします。

ただし、その契約に係る通信グループとの間で通信することができる代表契約をすでに締結している場合は、この限りではありません。

～2020年6月30日

2020年7月1日～

- 4 この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約に係る次に掲げる事項については、この附則の2の表の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。
ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。
- (1) 期間等（最低利用期間を含みます。）に係る起算日等
 - (2) 料金等（特約を締結している場合は、その特約事項を含みます。）
 - (3) 品目及び通信又は保守の態様による細目（この附則の2の表で定めるものを除きます。）
 - (4) 付加機能
 - (5) 附帯サービス
 - (6) Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスに係る電気通信設備との間の通信
 - (7) 故障通知時間 S L Aは適用しないこと
- 5 当社は、この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約においてイーサネット通信サービス契約者が付加機能（故障通知機能に限ります。）を利用していない場合については、この附則の2の表の右欄の契約において、そのUniversal Oneサービスがまったく利用できない状態であっても、その旨の通知を行いません。
ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。
- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット通信サービス接続機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2のクラス2のタイプ2に係るものに限りします。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 9 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。